

## <ソニー損保自動車保険 内容の選び方>

◆車の保険は意外とシンプルです。  
補償内容は大きく分けて右記の5つに分類され必要な補償も決まっています。

◆下記説明をご覧ください、③と⑤だけは、お客様の状況でお選び頂く必要があります。

補償内容が決まりましたら下記の専用 URL からお申込みください。

① 相手方への補償	対人賠償保険	無制限
	対物賠償保険	無制限
② 自分や同乗者の補償	人身傷害特約	3000万（車内+車外）
	搭乗者傷害保険	任意
③ 自分の車への補償	車両保険	車による
④ オプションの補償	弁護士費用特約	あり
⑤ その他	個人賠償特約	火災保険が無ければ

◆ソニー損保 専用 URL <https://brg.sonysonpo.co.jp/41019201/>  クリック

① 相手方への補償		
<p><b>対人賠償保険（基本の補償）</b></p> <p>こんな場合に補償</p>  <p>交差点で自転車と接触し、相手を死亡させてしまった</p> <p>相手車に乗車中の人に、ケガをさせてしまった</p>	<p>契約車両の事故により他人を死傷させ、<u>法律上の損害賠償責任</u>を負った場合に、相手方の治療費や慰謝料などを補償します。保険金額（契約時に設定した金額）が上限です。</p> <p>ソニー損保 HP はこちらを<a href="#">クリック</a> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人を死傷させてしまった場合の補償です。</li> <li>・示談交渉サービスがついています。</li> <li>・保険金額は「無制限」がお勧めです。</li> </ul>
<p><b>対物賠償保険（基本の補償）</b></p> <p>こんな場合に補償</p>  <p>他人の車と衝突し、相手車を壊してしまった</p> <p>ガードレールにぶつかり壊してしまった</p>	<p>契約車両の事故により、相手の車や壁、電柱など他人のモノを壊してしまい、<u>法律上の損害賠償責任</u>を負った場合に補償します。保険金額（契約時に設定した金額）が上限です。</p> <p>ソニー損保公式 HP はこちらを<a href="#">クリック</a> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人の車やモノを壊してしまった場合の補償です。</li> <li>・示談交渉サービスがついています。</li> <li>・保険金額は「無制限」がお勧めです。</li> </ul>
<p><b>対物超過修理費用（基本の補償）</b></p> <p>こんな場合に補償</p>  <p>相手車を事故で破損させてしまい、修理費が時価額を超えてしまった</p>	<p>相手車の年式が古い場合、修理費が時価額を超えることがあります。相手車の時価を超える修理費については<u>法律上の損害賠償責任</u>がないため、対物賠償では補償できません。相手方が修理を希望した場合、対物超過修理費用で修理費と時価額の差額にお客様の<u>過失割合</u>を乗じた額（相手車1台あたり50万円を限度）をお支払いします。</p> <p>ソニー損保公式 HP はこちらを<a href="#">クリック</a> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手車の修理費が時価額を超える場合に、その差額を補償します。</li> <li>・ソニー損保の対物賠償には対物超過修理費用がついています。</li> <li>・時価額の低い車にぶつかった場合に役立ちます。</li> </ul>

## ② 自分や同乗者の補償

### 人身傷害特約（基本の補償）

こんな場合に補償



契約車両に乗車中の方が事故で死傷した場合などに、[過失割合](#)に関係なく、実際の損害額に対して約款に定める基準に基づき保険金をお支払いします。

相手方との示談交渉に時間がかかる場合がありますが、保険金は示談交渉の結果を待たずにお支払いします。

[人身傷害の保険金額はいくらにすればいいの？](#) クリック

・自分や同乗者が死傷した場合の治療費や休業損害などを補償します。

・相手方との示談交渉を待たずに、保険金をお支払いします。

・「車内+車外補償型」なら、歩行中などの自動車事故も補償します。

### 搭乗者傷害保険（オプションの補償）

こんな場合に補償



契約車両に乗車中の事故により、自分や同乗者が死傷した場合に、保険金をお支払いします。搭乗者傷害特約（傷害一時金）と、搭乗者傷害特約（死亡・後遺障害）があります。

搭乗者傷害特約(傷害一時金)

ケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に入院・通院した場合に、保険金をお支払いします。

- ・入通院日数
  - 4日以内：1名ごとに1万円
  - 5日以上：1名ごとに10万円

[一時金](#) クリック

搭乗者傷害特約(死亡・後遺障害)

事故日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

[人身傷害と搭乗者傷害特約の違いは？](#) クリック

・自分や同乗者が死傷した場合に、保険金をお支払いします。

・人身傷害の上乗せ補償としてお考えください。

### ③ 自分の車への補償

#### 車両保険（基本の補償）

契約車両が事故で壊れた場合や、いたずらされた場合などに修理費などを補償します。保険金額（契約時に設定した金額）が上限です。

※故障や地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害は補償できません。

・一般型とエコノミー型によって補償範囲が異なり、保険料も大きく変わる部分です。

・補償金額については、保険金額と時価額のいずれか安い方が補償されますので保険金額を高く設定すれば良いというわけではありません。補償金額は、少し安く設定しておけばいいでしょう。

・保険を使って修理をする場合は、等級ダウン・割増保険料となりますので、『保険使うと保険料が高くなるので、結局実費で修理した…』というケースになる事も多々あります。

とはいえ、新しい車には付けた方が良いと思いますが、古くなってきた車は、補償の外し時は考えておきましょう。

#### 「一般型」と「エコノミー型」があります

車両保険には、補償範囲の広い「一般型」と限定された「エコノミー型」があります。

#### 補償される事故の例

### 一般型

 電柱に衝突	 自転車との接触
 当て逃げ (相手車不明)	 転覆・墜落

### エコノミー型

 火災・爆発	 落書き・いたずら 窓ガラス破損
 飛来中または 落下中の他物 との衝突	 他の自動車との 衝突・接触*
 台風・竜巻 洪水・高潮	 盗難

※「エコノミー型」では、相手車の登録番号等と、その運転者または所有者が確認できた場合のみ補償します

免許を取って間もないなど、車をガードレールでこするような心配がある方や、当て逃げが心配な方には補償範囲の広い「一般型」をおすすめします。

ただし、「一般型」は「エコノミー型」と比べて保険料が高くなります。

新車買替特約  
(車両保険のオプション)

こんな場合に補償



車両保険の支払対象となる事故により、契約車両が大きな損傷を受けた場合に、新車の買替費用等を補償します。新価保険金額(契約時に設定した新車価格相当額)が上限です。

ただし、事故日の翌日から起算して6ヵ月以内に車を買替えた場合等に限りです。

大きな損傷とは契約車両を修理できない場合、修理費が車両保険金額以上となる場合または修理費が契約時に設定した新車価格相当額の50%以上になる場合(※)をいいます。

※ 契約車両の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じている場合に限りです。

・「買ったばかりの車が大破したら、修理せずに、また新車を買いたい。」という方におすすめです。

事故時レンタカー費用特約  
(車両保険のオプション)

こんな場合に補償



契約車両が車両保険で補償される事故により壊れた場合、修理期間中のレンタカー費用の実費をお支払いします。保険金額(契約時に設定した金額)が上限です。

※ レンタカー会社から借りたレンタカーに限りです。

なお、事故時レンタカー費用特約は、車両保険ありの場合につけられます。

・任意

車内身の回り品特約  
(車両保険のオプション)

こんな場合に補償



事故により、契約車両の室内・トランク内に積載中のモノに生じた損傷・盗難、キャリアに固定したモノに生じた損傷を補償します。

保険金額を限度に、時価額または修理費のいずれか低い方から5,000円(免責金額)を差引いた金額をお支払いします。こちらは、車両保険ありの場合につけられます。ただし、車両保険なしの場合でも、おりても特約ありのときには自動的につきます。

・車の中に携帯音楽プレイヤーを置いている方など、車にいろいろなモノを載せている方におすすめです。

なお、カーナビやドライブレコーダーは車両保険で補償するため、この特約では補償できません。

## ④オプションの補償

### 弁護士費用特約

自動車事故や日常生活における事故で被害者になった場合に、ケガや車・モノの損害に対する賠償請求を弁護士に委任する際にかかる弁護士費用や、法律相談費用等を補償する特約です。

自分に責任のない「[もらい事故](#)」では、保険会社は示談交渉ができません。この場合、保険会社が示談交渉をすると弁護士法（第72条 非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）に抵触するためです。

つまり、「もらい事故」の相手方との交渉は自分自身で行う必要がありますが、弁護士等に委任することもできます。その場合の費用負担に備えるのが弁護士特約です。

記名被保険者や[その家族](#)が補償の対象となります。

・「[もらい事故](#)」などで、相手に賠償請求する場合に備える補償です。

・人身傷害事故の慰謝料の単価を上げられる可能性があります。保険料も安く、付帯すべき補償です。自動車事故のみ補償で構いません。

#### こんな場合に補償



#### ④ その他おすすめの補償やワンポイント

<p><b>個人賠償特約（オプションの補償）</b></p> <p>こんな場合に補償</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>自転車で人にケガをさせた</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>飼い犬が他人を噛んでケガをさせた</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>お店で商品を壊してしまった</p> </div> </div> <p>その他に、以下のようなケースも補償します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもがおもちゃのバットを振り回して、誤って友達にケガをさせた。</li> <li>・子どもがキャッチボールをしていて、誤って他人の家の窓ガラスを割った。</li> <li>・ゴルフプレー中に自分が打ったボールが他人に当たり、ケガをさせた。</li> <li>・配偶者が立食パーティーでトレーに乗せていた食事をこぼし、他人のドレスを汚した。</li> <li>・マンションで洗濯機から水がもれ、下の隣の戸室に被害を与えた。</li> </ul>	<p>自動車事故以外の日常生活の事故により、他人にケガをさせたり他人のモノを壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。</p> <p><b>補償の対象となる方</b></p> <p>記名被保険者とその家族が補償の対象となります。自動車保険で設定した年齢条件に関わらず、何歳の方でも補償します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>お子さまも含め、 家族全員が対象</p> </div> <p><b>どれくらい支払われるの？</b></p> <p>お支払いする保険金は1事故につき<b>3億円（※）</b>までです。</p> <p>※ 保険始期日が2019年3月31日以前の契約は1億円までです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活の事故で、加害者となった場合の損害賠償費用等を補償します。</li> <li>・特に、ご自身やご家族が自転車を使用される場合におすすめてです。</li> <li>・補償の対象範囲が広く、保険金額も高くありません。</li> <li>・火災保険にも付帯できません。火災保険の契約が無い場合は付帯しておきましょう。</li> </ul>
<p><b>運転者年齢条件</b></p>	<p>運転する人の年齢を21歳以上、26歳以上、30歳以上に限定することにより保険料が安くなる特約です。</p> <p>自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車に適用されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢条件が変わる歳を見逃さないよう注意しましょう。</li> <li>・21歳26歳30歳の誕生日を迎えたら、ソニー損保に電話をすると、その瞬間から保険料が安くなります。</li> </ul>
<p><b>他者運転特約</b></p>	<p>他人のお車を臨時に借りて運転中の事故の際に、借りたお車を契約車両とみなし、契約車両の契約内容に応じて保険金をお支払いします。すべてご契約に自動セットされる補償です。ただし記名被保険者が法人の場合には、この特約は適用されません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソニー損保では、自動付帯されています。</li> <li>・とても便利な補償です。</li> </ul>